

令和6年度九州中学校体育大会 地域クラブ活動の参加資格の特例 各競技細則（令和6年6月11日現在）

◎ 本細則は、「令和6年度全国中学校体育大会 地域クラブ活動の参加特例における競技部細則」（令和6年3月6日付け文書）に準じて作成しています。

◎ 九州中学校体育連盟開催基準「特別規程」により、他県の中総体へ参加することはできません。また、同一団体から複数チームの参加はできません。

	競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める		団体（リレ）出場の条件	地域クラブ活動の 協会・連盟登録の義務	指導者の公認 資格の有無	その他の条件
		個人	団体（リレ）				
1	陸上	○	△	リレは、「地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」又は登録メンバーが同一学校に限り、地域クラブ活動所属での参加が可能	日本陸上競技連盟への 団体登録	どちらでも○	複数の種目（リレを含む）に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。
	駅伝	△	駅伝は、「地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」又は登録メンバーが同一学校に限り、地域クラブ活動所属での参加が可能				
2	水泳	○	○		（公財）日本水泳連盟への団体登録	どちらでも○	
3	バスケットボール	△		地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動、地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動は参加可 ※ 詳細は下記参照	中央競技団体もしくは各県競技団体に登録	どちらでも○	
4	サッカー	△		U15チームがクラブユース連盟に加盟していないこと。（クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、U15チーム及びセカンドチームも参加できない）	●JFAへのチーム登録	どちらでも○	
5	ハンドボール	○			日本ハンドボール協会へのチーム・個人登録	どちらでも○	●日本ハンドボール協会が主催する全国クラブ大会および予選大会（地区大会含む）に参加した場合は中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会および予選大会（地区大会含む）への出場は認めない。 ●合同チームについては、日本中学校体育連盟の規定に準ずる。

	競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める		団体（リレ-）出場の条件	地域クラブ活動の 協会・連盟登録の義務	指導者の公認 資格の有無	その他の条件
		個人	団体（リレ-）				
6	軟式野球		○		各県軟式野球連盟への加盟	①日本スポーツ協会公認コーチ1（軟式野球） ②日本スポーツ協会公認コーチ3（軟式野球） ③BFJ公認野球指導者基I（U15） ※監督の保有を必須とするが、保有していない場合には、コーチが日常的に指導に関わりメンバー登録されている者のうち最低1名の保有を必須とする。	<ul style="list-style-type: none"> ●大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保している。 ●審判員については、「一般財団法人全日本野球協会アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする。
7	体操競技	○	△	団体参加の場合は「地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっているクラブ活動」又はすべての選手が同一校に在籍していること。	各県体操協会への加盟	どちらでも○	<ul style="list-style-type: none"> ●各県にブロック大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がない場合には地域クラブ活動登録団体から補充する。（ブロック大会も同様） ●地域クラブ活動に所属していない同一校の他の生徒が学校で団体を組み大会に参加することができる。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会に進むことができる。 ●一緒に活動する団体を複数の地域クラブ活動として各県中体連に登録することはできない。
8	新体操（女子）	○	△	団体参加の場合は「地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっているクラブ活動」又はすべての選手が同一校に在籍していること	日本体操協会の所属団体登録	日本体操協会への指導者登録	<ul style="list-style-type: none"> ●同所属からのエントリーのみ個人、団体の両方に出場することができる。 ●予選大会の監督は日本体操協会への登録を済ませている者で、他の所属の監督としては予選大会に加できない。） ●団体の出場については、各所属から1チームのみとする。同一中学校からの部活動とクラブチームの2チーム出場は、同じ学校から2チームとみなすことができるため出場は不可とする。
	新体操（男子）	○	○	団体選手は全員が同一学校に在籍しなくてもよいとし、地域クラブ単位の出場が可能。		日本体操協会への指導者登録	

競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める		団体（リレ-）出場の条件	地域クラブ活動の 協会・連盟登録の義務	指導者の公認 資格の有無	その他の条件
	個人	団体（リレ-）				
9 バレーボール			○ 中学校の部活動チームが大会に参加する場合、その中学校の生徒のみで編成された地域クラブ活動の参加は認めない。	JVA-MRSへのチーム・個人登録	JSP0公認指導者資格（成人） ※R7.3.31までは取得期間	<ul style="list-style-type: none"> ●募集要項やホームページ等で公募していること。 ●年間を通じて、日常持続的週単位の練習している場所と所在地が一致していること。 ●チームや団体として規約があること。 ●各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。 ●全ての選手・スタッフは、各県大会予選より全国大会まで、一人同一のチーム登録とし、複数のチームから出場することはできない。
10 ソフトテニス	○	○		中央もしくは各県競技団体への登録	(公財)日本スポーツ協会公認「コーチ1以上」 ※ただし、当該年度は取得中でも可	
11 卓球	○	△	団体については、「地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動等」又は学校部活動が地域移行された地域クラブ活動とする（令和5年度からの措置）。地域移行された地域クラブ活動かどうかの判断は各県中体連に任せる。	日本卓球協会、各県卓球連盟、各県中体連の登録及び年会費の支払いを行うこと。	日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球公認コーチ1以上）を取得していること（令和6年度末までに取得し、資格取得者が必ず1名は在籍していること）	
12 バドミントン	○	○		日本バドミントン協会・各県協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。	○日本バドミントン協会公認審判員資格3級以上を取得していること。（取得が困難な場合は、各県の審判講習会に参加すること） ○R7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格所持者が最低1名は所属していること※R8から必ず資格所持者が最低1名は所属していること。	<ul style="list-style-type: none"> ●シングルスとダブルスを兼ねて出場することはできない。 ●1つの活動母体から登録できるのは1チームのみとする
13 ソフトボール				日本ソフトボール協会へのチーム登録	どちらでも○	
14 柔道	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●チームとして「団体登録」を済ませている。 →団体戦に出場可 ●競技者として「競技者登録」を済ませている。 →個人戦に出場可 	各都道府県柔道連盟（協会）を通して全柔連に加盟、登録を済ませている。	大会の引率、監督、帯同コーチは、全中大会において全柔連公認指導者資格を有していなければならない。	柔道修業期間を6か月以上経過した中学生のみ、大会に参加することができる。

	競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める		団体（リレ）出場の条件	地域クラブ活動の 協会・連盟登録の義務	指導者の公認 資格の有無	その他の条件
		個人	団体（リレ）				
15	剣道	○	△	団体戦については、地域移行モデル地区や、自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動、地域移行の受け皿となっているクラブ活動とする。	中央競技団体もしくは各県競技団体に登録	どちらでも○	団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。
16	相撲	○	○		中央競技団体もしくは各県競技団体に登録	どちらでも○	
17	空手道	○	○		各県空手道連盟に登録	監督は、(公財)全日本空手道連盟に登録している会員であること。	
18	テニス	シングルス ○ ダブルス △	△	団体及びダブルスは、登録メンバーが同一学校に限り、地域クラブ活動所属での参加が可能	中央競技団体もしくは各県競技団体に登録	どちらでも○	●シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。

【バスケットボールの参加条件について（詳細）】

- 地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動
⇒運動部活動の地域移行等に関する実践研究・実証事業の対象地区が該当する。ただし、地区は該当していても該当部活動が対象になっていない地区は該当しない。これとは別に、各市区町村が主導で地域移行を進めている場合にも該当する。
- 地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動
⇒単独校での活動が困難であるなどの理由で日常的に活動が持続されており、複数校の生徒が参加する形態で活動している団体を意味する。あくまで地域移行の受け皿が主目的の団体を対象としているため、学校単位での参加とし、複数校から一部の選手のみ選抜された形での地域クラブ活動を意味するものではない。